

## 都市公共政策分野ワークショップ議事録

日時：平成 23 年 7 月 1 日（金）

題：公私年金ミックスの国際比較

講師：立命館大学産業社会学部准教授 鎮目真人氏

### 1. 私的年金制度類型化の整理（先行研究）

#### ・ Rein・Turner[2004]による分類

導入形態、方法、提供者の種類などに応じて4つに類型化

#### ・ Hippe[2009]による分類

社会民主主義的ガバナンス戦略（フィンランドの被用者年金）

社会自由主義的ガバナンス戦略（イギリスで検討中の国家年金貯蓄計画）

新自由主義的ガバナンス戦略（アメリカの 401k）

→エスピン・アンデルセンの福祉国家の3類型に沿った形

### 2. 18 カ国の私的年金制度

#### ・ 産業広域年金制度型【スウェーデン等】

・ 企業による複数プラン型【ドイツ等】→社会自由主義的ガバナンス（保守主義国）

・ 個人年金型【アメリカ・イギリス】→自由主義的ガバナンス

・ 公的年金補完型職域年金制度【フランス】→やや特徴的

※日本:企業による複数プラン型→企業が確定拠出型プランを従業員に提供(日本版 401k)

### 3. 「規制」と「カバレッジ」

#### ○規制

・ 近視眼性：強制加入（高）⇔任意加入（低）

・ 給付の不確実性：DC 型（高）⇔DB 型（低）

・ 選択リスクと管理費用：団体形式（高）⇔個人単位（低）

#### ○規制に関する変数とカヴァレッジ

・ Regulation：①加入形式、②給付形式、③管理・運用形式

・ Cover：公的年金の代替（カヴァレッジ大）か補完（カヴァレッジ小）か

### 4. 分析方法（Fuzzy Sets Ideal Type Analysis による分析）

私的年金制度を「規制」と「カバレッジ」という2つの変数の組み合わせによる4つの理念形

・ 産業協約型→規制・強、カバレッジ・広（私的年金固有リスクが軽減）

・ 準産業協約型→規制・強、カバレッジ・それほど広くない

・ 企業・個人型→規制・弱、カバレッジ・広

・ 準企業・個人型→規制・弱、カバレッジ・不十分（私的年金固有リスクが最も高い）

各国のメンバーシップ得点を計算したうえで、理念形に沿ってその規制とカバレッジのメンバーシップ得点の組み合わせ得点を算出し、そのうち最大値を示すものを各国の理念形とみなす

## 5. 分析結果と考察

### ○私的年金が公的年金を代替（私的年金類型＋公的年金類型）

- ・産業協約型＋基礎的所得保障モデル【デンマーク、オランダ】  
→基礎的な保障が充分で、全体として所得保障の安定性は高い
- ・準産業協約型＋従前所得保障モデル【フランス】  
→給付の保障手段は一定程度確保されているが、基礎保障が不十分  
→低所得者に対する所得保障の問題（cf：高齢被用者手当と付加手当でカバー）
- ・企業－産業協約中間型＋基礎的所得保障モデル【カナダ】、  
準企業・個人型＋基礎的所得保障モデル【ニュージーランド】  
→バランスは取れているが、私的年金の保障が不十分となる可能性  
（cf：退職金積立制度）
- ・企業－産業協約中間型＋残余モデル【オーストラリア・スイス】、  
企業・個人型＋残余モデル【アイルランド・イギリス・アメリカ】  
→基礎的所得保障、従前所得保障とも弱く、中間所得者層、低所得者層とも所得保障が不安定になる可能性が高い（cf：イギリスにおけるステークホルダー年金）  
公私年金ミックスの中で最も所得保障の安定性が低い

### ○私的年金が公的年金を補完

- ・産業協約型＋制度モデル【フィンランド、ノルウェー、スウェーデン】  
→公私の年金を通じて十分な水準の年金が最も安定的に保障
- ・準企業－準産業協約中間型＋従前所得保障モデル【オーストリア】  
→私的年金給付に関する保障の安定度は高いが、1階部分の公的年金制度が不十分であるため、低所得層の所得保障が問題となる可能性
- ・準企業・個人型＋従前所得保障モデル【ベルギー・イタリア】  
→低所得層の所得保障について問題はあるが、中間所得層における問題はそれほど生じない
- ・企業・個人型＋従前所得保障モデル【ドイツ・日本】  
→公的な報酬比例年金が比較的不十分なため、中間所得層と低所得層にも所得保障上の問題が生じる恐れ（cf. ドイツにおけるリースター年金）

## 6. 日本の年金問題

### ○私的年金：中間所得層の加入を促す仕組みは税制上の優遇措置があるだけ

→もっぱら高額所得者にしか恩恵が行き届かない制度となっており、現行は補助金をつけてまで中間所得者に私的年金を促すには至っていない

### ○公的年金：1階部分の基礎年金は極めて逆進的な定額保険料を基本とし、給付水準も不十分

### ○確定拠出年金（日本版 401k）による公的年金厚生年金給付の代替：

拠出限度額を退職所得の6割を公的年金と併せて確保する水準に設定しており、確定給付に比べて給付の不確実性が高く、加入者に対して大企業の従業員に偏りがあるため、低所得層と中間所得層に対する所得保障の整備は急務。

- ・低所得層対策：税を財源とする最低保証年金の確立、厚生年金の適用範囲の拡大

- ・ 中間所得層対策：厚生年金の所得代替率の低減に歯止めをかける施策の実施や、確定拠出年金において加入を促す仕組み（イギリスのステークホルダー年金、ドイツのリースター年金）の導入

以上